市第 126 号議案

横浜市手数料条例の一部改正 横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第134号中「同じ。)は、」の次に「当該申請に係る建築物の床面積に応じ」を加え、「第139号の25及び第139号の28」を「第139号の27及び第139号の30」に改め、同条第134号の2中「1件につき」の次に「当該申請に係る」を加え、「前号に規定する」を「前号アからサまでに掲げる」に改め、同条第136号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(同法第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消

費性能確保計画を含む。)に係 る建築物エネルギー消費性能適 合性判定 (第139号の23におい て「省エネ適合判定」という。)を受けた建築物及びこれに準 ずると認められる建築物(次号 、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5の2において「省エネ適合判 定等建築物」という。) に係る ものを除く。)は、当該申請に 係る建築物の床面積(移転等(移転、大規模の修繕及び大規模 の模様替をする場合をいう。以 下この号、次号、第139号の5 及び第139号の5の2において 同じ。) に係る場合においては 、当該移転等をする部分の床面 積の合計に 0.5 を乗じて得た面 積)を合計した面積に応じ次に 掲げる額とする。

第2条第136号の次に次の1号を加える。

(136) の 2 建築基準法第7条第1 項の規定に基づく建築物の完了 検査申請手数料(省エネ適合判 定等建築物に係るものに限る。)は、当該申請に係る建築物の 床面積(移転等に係る場合にお いては、当該移転等をする部分 の床面積の合計に 0.5 を乗じて 得た面積)を合計した面積に応 じ前号ア及びイに掲げる額と当 該申請に係る建築物のうち一の 省エネ適合判定等建築物の非住 宅部分(建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第11 条第1項に規定する非住宅部分 をいう。以下この号、第139号 の5の2、第139号の9、第13 9号の10、第139号の17、第13 9号の18、第139号の20、第13 9号の21、第139号の23から第 139 号の26まで、第 139 号の28 、第 139 号の29及び第 139 号の 31において同じ。) (一次エネ ルギー消費量(建築物エネルギ 一消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省、国土交 通省令第1号。以下この号、第 139号の18、第139号の23、第 139 号の24及び第 139 号の31に

おいて「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イに規定す る一次エネルギー消費量をいう 。第139号の5の2において同 じ。) の算定対象となるものに 限る。以下この号において同じ 。)の用途及び床面積に応じ次 に掲げる額を合計した額とする

ア 非住宅部分(工場等(基準 省令第10条第1号に規定する 工場等をいう。第139号の18 、第139号の23及び第139号 の24において同じ。)の用途 に供すると認められる部分及 び高い開放性を有する部分を 除く。以下この号において同 じ。) の床面積の合計が300 平方メートル未満のとき。 1棟につき

19,000円

イ 非住宅部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のとき。 同

38,000円

ウ同

2,000 平方メートル以上5, 000 平方メートル未満のとき

工同

5,000平方メートル以上10

,000平方メートル未満のとき

才 同

10,000平方メートル以上25

,000平方メートル未満のとき

同 180,000円

力 同

25,000平方メートル以上の

とき。 同 220,000円

第2条第137号中「同 21,000円」を「1件につき

21,000円」に改め、同条第 139 号中「中間検査申請手数料」の次に「は、当該申請に係る部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。」を加え、同条第 139 号の 2 の 2 中「建築物の床面積」を「当該通知に係る建築物の床面積」に、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる」に改め、同条第 139 号の 3 中「1 件につき」の次に「当該通知に係る」を加え、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる」に、「第 134 号の 2」を「第 125 号の 3 アからサまでに掲げる」に、「第 134 号の 2」を「第 125 号の 3 アからオまで」に改め、同条第 139 号の 5 中「完了通知手数料」の次に「(省工ネ適合判定等建築物に係るものを除く。)」を加え、「建築物の床面積」を「当該通知に係る建築物の床面積」に、「第 136 号に規定する」を「第 136 号ア及びイに掲げる」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の5の2 建築基準法第18条 第16項の規定に基づく建築物の 完了通知手数料(省エネ適合判 定等建築物に係るものに限る。)

第2条第139号の9ア中「構造適合審査」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査(以下この号、次号及び第139号の31において「省エネ適合審査」という。)」を加え、「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる

- 」に改め、同号イを次のように改める。
 - - (ア) 構造適合審査を必要とするとき。

構造適合審査を必要とする 一の建築物の床面積(当該 一の建築物のうち、申請時 に建築基準法第6条の3第 7項又は第18条第10項の規 定による適合判定通知書又 はその写しの提出があるも のにあっては、当該提出に

係る一の建築物の部分の床 面積を除いた床面積)に応 じ第125号の3アからオま でに掲げる額

(4) 省エネ適合審査を必要と するとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物(申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるも当までに多いの非住宅部分の用途及び床面積に応じ第139号の23アからエまでに掲げる額

第2条第139号の10ア中「構造適合審査」の次に「又は省エネ適合審査」を加え、「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イを次のように改める。

イ 構造適合審査又は省エネ適 合審査を必要とする建築物の 場合は、当該申出に係る建築 物の床面積(変更等に係る場 合においては、当該変更等を する部分の床面積の合計に0. 5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床底 積の増加する部分にあって面積、当該増加する部分にの床にも がある部分に応じている。 134号アからせまでに掲げる額と次に掲げる額のを合計した 額と数に係るものを合計した額

(ア) 構造適合審査を必要とするとき。

(4) 省エネ適合審査を必要と

するとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物(申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるも当該を除く。)1棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第139号の23アからエまでに掲げる額

第2条第139号の12ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物の床面積(変更等」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同条第139号の13及び第139号の13の2中「変更する場合(」の次に「同法第5条第4項第6号に定める事項を変更する場合及び」を加え、同条第139号の14ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物の床面積(変更等」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3

アからオまで」に改め、同条第 139 号の17中「あらかじめ」の次に 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に 規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第6条 の規定による改正前の」を加え、「登録建築物調査機関等」を「登 録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア中「第13 9号の23、第139号の24、第139号の26、第139号の27及び第139 号の29」を「第139号の25、第139号の26、第139号の28、第139 号の29及び第 139 号の31」に改め、同号イ(7)中「第 139 号の23及び 第 139 号の24」を「第 139 号の25及び第 139 号の26」に改め、同号 ウ(イ)中「住宅の用途に供する部分」を「住宅部分(建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分 をいう。) | に、「及び第 139 号の21 | を「、第 139 号の21、第13 9号の25、第139号の26、第139号の28、第139号の29及び第139 号の31」に改め、同号ウ(ウ)中「(建築物のうち(ア)及び(イ)以外の部分 をいう。以下この号、次号、第139号の20及び第139号の21におい て同じ。)」を削り、同条第 139 号の18中「登録建築物調査機関等 」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ウ り中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経 済産業省・国土交通省令第1号。第139号の29において「基準省令 」という。)第8条第1号イ団及びロ団」を「基準省令第10条第1 号イ(2) 及び口(2)」に、「第139号の24及び第139号の27」を「第13 9号の26及び第139号の29」に改め、同条第139号の19ア中「建築 物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「第 134 号 に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ 中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物の床面積

(変更等」に、「第134号に規定する」を「第134号アからサまで に掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アからオまで 」に改め、同条第 139 号の20中「登録建築物調査機関等」を「登録 建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手 数料」の次に「(当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期 のみを変更する場合を除く。) レを加え、同条第 139 号の21中「登 録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関 等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「(当該計画の工事の 着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。)」を 加え、同号ウ炒中「当該申請における評価方法がモデル建物法以外 のもの」を「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、 同号ウ印中「当該申請における評価方法がモデル建物法のもの」を 「根本的な変更を伴わないと認められるもの」に改め、同条第139 号の22ア中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積 」に、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる 」に改め、同号イ中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係 る建築物の床面積(変更等」に、「第134号に規定する」を「第13 4 号アからサまでに掲げる」に、「第 139 号の 9 イ」を「第 125 号 の3アからオまで」に改め、同条中第139号の31を第139号の33と し、第 139 号の30を第 139 号の32とし、同条第 139 号の29中「当該 建築物が同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基 準に適合しているかどうかの審査をする必要がある」を「当該建築 物について省エネ適合審査を必要とする」に改め、同号を同条第13 9 号の31とし、同条第 139 号の28ア中「建築物の床面積」を「当該 申出に係る建築物の床面積」に、「第134号に規定する」を「第13

4号アからサまでに掲げる」に改め、同号イ中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物の床面積(変更等」に、「第13 4号に規定する」を「第134号アからサまでに掲げる」に、「第13 9号の9イ」を「第125号の3アからオまで」に改め、同号を同条 第 139 号の30とし、同条第 139 号の27中「登録建築物調査機関等」 を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、「変更認 定申請手数料」の次に「(当該計画の工事の着手予定時期又は完了 予定時期のみを変更する場合を除く。) 」を加え、同号イ(4)中「第 | 139 号の24イ(ア)|| を「第 139 号の26イ(ア)|| に改め、同号イ(ウ)中「当 該申請における評価方法がモデル建物法以外のもの」を「根本的な 変更を伴わないと認められるもの」に改め、同号イ印中「当該申請 における評価方法がモデル建物法のもの」を「根本的な変更を伴わ ないと認められるもの」に改め、同号イ(水)中「第139号の24イ(水)又 は(ウ)」を「第139号の26イ(イ)又は(ウ)」に改め、同号ウ(ウ)中「当該申 請における評価方法がモデル建物法以外のもの」を「根本的な変更 を伴わないと認められるもの」に改め、同号ウ印中「当該申請にお ける評価方法がモデル建物法のもの」を「根本的な変更を伴わない と認められるもの」に改め、同号ウ(ボ)中「第139号の24ウ」を「第 139 号の26ウ」に改め、同号を同条第 139 号の29とし、同条第 139 号の26中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費 性能判定機関等」に改め、「変更認定申請手数料」の次に「(当該 計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を 除く。)」を加え、同号イ(4)中「第139号の23イ(7)」を「第139号 の25イ(ア)」に改め、同号イ(エ)中「第 139 号の23イ(イ)」を「第 139 号 の25イ(4)」に改め、同号ウ印中「第 139 号の23ウ」を「第 139 号の

25ウ」に改め、同号を同条第 139 号の28とし、同条第 139 号の25ア 中「建築物の床面積」を「当該申出に係る建築物の床面積」に、「 第 134 号に規定する」を「第 134 号アからサまでに掲げる」に改め 、同号イ中「建築物の床面積(変更等」を「当該申出に係る建築物」 の床面積(変更等」に、「第 134 号に規定する」を「第 134 号アか らサまでに掲げる」に、「第139号の9イ」を「第125号の3アか らオまで」に改め、同号を同条第 139 号の27とし、同条第 139 号の 24中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能 判定機関等」に改め、同号を同条第 139 号の26とし、同条第 139 号 の23中「(平成27年法律第53号)」を削り、「登録建築物調査機関 等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号 イ中「(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その 他の人の居住の用に供する建築物の部分(以下この号において「住 宅部分」という。)以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の26、第139号の27及び第139号の29において同じ。) 」を削り 、同号ウ⑷中「(住宅部分のうち住戸部分以外の部分をいう。以下 この号、次号、第 139 号の26、第 139 号の27及び第 139 号の29にお いて同じ。)」を削り、同号を同条第 139 号の25とし、同条第 139 号の22の次に次の2号を加える。

(139) の23 省エネ適合判定の判定 手数料は、1件につき当該判定 に係る建築物の非住宅部分の用 途及び床面積に応じ次に掲げる 額とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部

を工場等の用途以外の用途に 供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省 令第1条第1項第1号ロの基 準による評価方法以外の場合

(7) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

530,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

650,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

770,000円

(工) 同

25,000平方メートル以 上のとき。

870,000円

イ 非住宅部分の全部又は一部 を工場等の用途以外の用途に 供すると認められる場合であ って、その評価方法が基準省 令第1条第1項第1号ロの基 準による評価方法の場合

(7) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

240,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

310,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

370,000円

(工) | | | | | | | |

25,000平方メートル以 上のとき。

440,000円

- ウ 非住宅部分の全部を工場等 の用途に供すると認められる 場合であって、その評価方法 が基準省令第1条第1項第1 号ロの基準による評価方法以 外の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満

のとき。

100,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

150,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

190,000円

(工) 同

25,000平方メートル以 上のとき。

230,000円

- エ 非住宅部分の全部を工場等 の用途に供すると認められる 場合であって、その評価方法 が基準省令第1条第1項第1 号ロの基準による評価方法の 場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

95,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

140,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

180,000円

(工) | | | | | | | | |

25,000平方メートル以 上のとき。

220,000円

(139) の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更(当該変更がエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)を向上させる変更である場合を除く。)に関する証明書のなけ申請表

)に関する証明書の交付申請手 数料は、1件につき当該証明に 係る建築物の非住宅部分の用途 及び床面積に応じ次に掲げる額 とする。

ア 非住宅部分の全部又は一部 を工場等の用途以外の用途に

供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法以外の場合

(7) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

265,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

325,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

385,000円

(工) 同

25,000平方メートル以上のとき。

435,000円

イ 非住宅部分の全部又は一部 を工場等の用途以外の用途に 供すると認められる場合であ って、その評価方法が基準省 令第1条第1項第1号ロの基 準による評価方法の場合 (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

120,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

155,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

185,000円

(工) 同

25,000平方メートル以上のとき。

220,000円

- ウ 非住宅部分の全部を工場等 の用途に供すると認められる 場合であって、その評価方法 が基準省令第1条第1項第1 号ロの基準による評価方法以 外の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

50,000円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

75,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

95,000円

(工) | | | | | | | | |

25,000平方メートル以上のとき。

115,000円

- エ 非住宅部分の全部を工場等 の用途に供すると認められる 場合であって、その評価方法 が基準省令第1条第1項第1 号ロの基準による評価方法の 場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

47,500円

(1) 同

5,000 平方メートル以 上10,000平方メートル未満 のとき。

70,000円

(ウ) 同

10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満 のとき。

90,000円

(工) 同

25,000平方メートル以

上のとき。

110,000 円

第2条中第163号を第172号とし、同条第162号中「1件につき」を「同」に改め、同号を同条第171号とし、同条第161号の次に次の9号を加える。

(162) 火薬類取締法(昭和25年法 律第149号)第3条の規定に基 づく火薬類の製造の許可申請手

数料 1件につき 220,000円

(163) 火薬類取締法第5条の規定 に基づく火薬類の販売営業の許 可申請手数料

ア 競技用紙雷管のみの販売営

業の許可の申請をする場合 同 25,000円

イ その他の販売営業の許可の

申請をする場合 同 110,000円

(164) 火薬類取締法第12条第1項 の規定に基づく火薬庫の設置若 しくは移転又は構造若しくは設 備の変更の許可申請手数料

ア 火薬庫の設置又は移転の許		
可の申請をする場合	同	73,000円
イ 火薬庫の構造又は設備の変		
更の許可の申請をする場合	同	8,300円
(165) 火薬類取締法第15条第1項		
の規定に基づく火薬類の製造施		
設又は火薬庫の完成検査申請手		
数料	司	41,000円
(166) 火薬類取締法第15条第2項		
の規定に基づく火薬類の製造施		
設又は火薬庫の変更工事の完成		
検査申請手数料		
ア 火薬類の製造施設の位置、		
構造又は設備の変更の工事の		
完成検査の申請をする場合	同	41,000円
イ 火薬庫の構造又は設備の変		
更の工事の完成検査の申請を		
する場合	同	23,000円
(167) 火薬類取締法第17条第1項		
の規定に基づく火薬類の譲渡し		
又は譲受けの許可申請手数料		
ア 火薬類の譲渡しの許可の申		
請をする場合	同	1,200円
イ 火薬類の譲受けの許可の申		
請をする場合		

(7) 火工品(火薬類取締法第 2条第1項第3号に規定す る火工品をいう。以下この 号において同じ。)のみの 譲受けの許可の申請をする 場合 同 2,400円 (4) その他の譲受けの許可の 申請をする場合 a 許可申請に係る火薬類 (火工品を除く。) の数 量が25キログラム以下の 場合 3,500円 同 b その他の場合 6,900円 同 火薬類取締法第24条第1項 (168)の規定に基づく火薬類の輸入の 許可申請手数料 ア 許可申請に係る火薬及び爆 薬の数量が25キログラム以下 の場合 12,000円 同 イ その他の場合 同 25,000円 (169) 火薬類取締法第25条第1項 の規定に基づく煙火の消費の許 可申請手数料 7,900円 同 火薬類取締法第35条第1項 (170) の規定に基づく特定施設又は火

薬庫の保安検査申請手数料

同

41,000円

附則

(施行期日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。 1 (経過措置)

この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例 2 の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申 請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い 、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を徴収する等のため 、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市手数料条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(手数料)

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第133号まで省略)

建築基準法第6条第1項((134)同法第87条第1項の規定におい て準用する場合を含む。)の規 定に基づく建築物の確認申請手 数料(省令主事適合審査(同法 第6条の3第1項ただし書又は 第 18 条 第 4 項 た だ し 書 の 規 定 に 基づき構造計算に関する高度の 専門的知識及び技術を有する者 として国土交通省令で定める要 件を備える者である建築主事が 建築基準法施行令 (昭和25年政 令第 338 号) 第 9 条 の 3 に 定 め る基準に適合するかどうかを審 査することをいう。次号、第13 9 号の2の2及び第 139 号の3 において同じ。) をしない場合 に限る。以下この号において同

じ。) は、当該申請に係る建築 物の床面積に応じそれぞれ次の とおりとし、変更等(建築物の 計画の変更、移転、大規模の修 繕及び大規模の模様替をする場 合をいう。以下この号、次号、 第 139 号の2の2、第 139 号の 3、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の12、第 139 号の 14、第 139 号の19、第 139 号の 22 、 第 139 号の27及び第 139 号 第 139 号の25及び第 139 号 $\frac{0.30}{0.28}$ において同じ。)及び用途 の変更に係る確認申請手数料(変更等及び用途の変更をする場 合の当該部分に係る確認申請手 数料に限る。) は、それぞれ当 該床面積の合計に 0.5 を乗じて 得た面積(ただし、建築物の計 画の変更で床面積の増加する部 分にあっては、当該増加する部 分の床面積)に該当する額とす る。

(アからサまで省略)

(134) の 2 建築基準法第6条第1 項の規定に基づく建築物の確認

申請手数料(省令主事適合審査をする場合に限る。)

(第 135 号省略)

項及び第13条第3項の規定に基 る場合の当該部分に係る完了検 づく変更後の建築物エネルギー 査申請手数料に限る。) は、当 消費性能確保計画を含む。)に 該移転等に係る部分の床面積の 係る建築物エネルギー消費性能 合計に 0.5 を乗じて得た面積に 適合性判定 (第 139 号の23 にお 該当する額とする。 いて「省エネ適合判定」という 。)を受けた建築物及びこれに 準ずると認められる建築物(次 号、第 139 号の 5 及び第 139 号 の5の2において「省エネ適合 | 判定等建築物」という。)に係 るものを除く。)は、当該申請 に係る建築物の床面積(移転等 (移転、大規模の修繕及び大規 <u>模の模様替をする場合をいう。</u> 以下この号、次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 におい て同じ。)に係る場合において は、当該移転等をする部分の床 面積の合計に 0.5 を乗じて得た 面積)を合計した面積に応じ次 <u>に掲げる額とする。</u>

(ア及びイ省略)

(136) の 2 建築基準法第7条第1 項の規定に基づく建築物の完了

検査申請手数料(省エネ適合判 定等建築物に係るものに限る。)は、当該申請に係る建築物の 床面積(移転等に係る場合にお いては、当該移転等をする部分 <u>の床面積の合計に 0.5 を乗じて</u> 得た面積)を合計した面積に応 じ前号ア及びイに掲げる額と当 <u>該申請に係る建築物のうち一の</u> 省エネ適合判定等建築物の非住 宅部分 (建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第11 条第1項に規定する非住宅部分 をいう。以下この号、第 139 号 の 5 の 2 、第 139 号の 9 、第 13 9号の10、第 139号の17、第13 9号の18、第 139号の20、第13 9号の21、第 139号の23から第 _ 139 号の26まで、第 139 号の28 、第 139 号の29及び第 139 号の 31 において同じ。) (一次エネ ルギー消費量(建築物エネルギ 一消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省、国土交 通省令第1号。以下この号、第

_ 139 号の18、第 139 号の23、第 _ 139 号の24及び第 139 号の31 に おいて「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イに規定す る一次エネルギー消費量をいう <u>。 第 139 号の5の2において同</u> じ。)の算定対象となるものに 限る。以下この号において同じ 。)の用途及び床面積に応じ次 に掲げる額を合計した額とする

0

ア非住宅部分(工場等(基準 省令第10条第1号に規定する 工場等をいう。第 139 号の18 、第 139 号の23及び第 139 号 <u>の24において同じ。)の用途</u> に供すると認められる部分及 び高い開放性を有する部分を 除く。以下この号において同 じ。) の床面積の合計が 300 <u>平方メートル未満のとき。</u> 1棟につき

19,000 円

<u>イ</u> 非住宅部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のとき。同

38,000 円

<u>ウ</u> 同

2,000平方メートル以上5,000

<u>平方メートル未満のとき。</u> 同 <u>95,000円</u>

エ 同

5,000平方メートル以上10,00

_0 平方メートル未満のとき。 同 140,000円

<u>才</u> 同

_10,000 平方メートル以上25

,000 平方メートル未満のとき

<u>カ</u> 同

25,000 平方メートル以上の

<u>とき。</u> <u>同</u> <u>220,000 円</u>

(137) 建築基準法第87条の2の規定により準用する同法第7条第 1項の規定に基づく建築設備の 完了検査申請手数料

1 件につき21,000 円同21,000 円

(小荷物専用 昇降機につい ては、13,000

円)

(第 138 号省略)

(139) 建築基準法第7条の3第1 項の規定に基づく建築物の中間 検査申請手数料は、当該申請に 係る部分の床面積に応じ次に掲

げる額とする。

(アからサまで及び第 139 号の 2 省略)

(139) の2の2 建築基準法第18条 第2項(同法第87条第1項の規 定において準用する場合を含む 。)の規定に基づく建築物の計 画通知手数料(省令主事適合審 査をしない場合に限る。)

(139) の3 建築基準法第18条第2 項の規定に基づく建築物の計画 通知手数料(省令主事適合審査 をする場合に限る。)

1 件につき 当該通知に係る 建築物の床面積(変更等に 係る場合においては、当該

(第 139 号の4省略)

(139) の 5 建築基準法第18条第16
 項の規定に基づく建築物の完了
 通知手数料 (省エネ適合判定等
 建築物に係るものを除く。)

(139) の 5 の 2 建築基準法第 18 条 第 16 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 完了通知手数料(省エネ適合判 定等建築物に係るものに限る。)

1件につき当該通知に係る 建築物の床面積(移転等に 係る場合においては、当該 移転等をする部分の床面積 の合計に 0.5 を乗じて得た 面積)を合計した面積に応じ第 136 号ア及びイに掲げ る額と当該通知に係る適合 で等建築物の手住宅部分の 定等建築物の非住宅部分(一次エネルギー消費量に応じ があるものの 定対象となるもの積に応じ 第 136 号の2アからカまで に掲げる額を合計した額

(第 139 号の 6 から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料(同条第4項の規定による申出をする場合

に限る。)は、1件につき同条 第4項の規定による申出に係る 建築物又は建築設備に応じ次る。 程第100 を合計した。 ア 構造適合審査性能の向上に 関する法律第2条第3号に規 定する建築物エネルギー消費 性能基準に適合するかどうか の第139号の31においう。)を エネ適合審査」という。)を

必要としない建築物の場合

当建面 更 当 を に た 更 に 部 たら定 を で あ の は 変 合 積 の 部 す 計 アに な る 更 部 を の に が 席 で あ の で で あ の で で あ の が で な の の 積 まる の な な の の で で あ か 面 かす が 増 当)) 第第げる の な な で な の の 部 す 計 アに で あ の 積 まる

イ <u>構造適合審査又は省エネ適</u> 構造適合審査を必要とする 合審査を必要とする建築物の建築物の場合は、建築物の床 場合は、当該申出に係る建築 面積(変更等に係る場合にお 物の床面積(変更等に係る場 いては、当該変更等をする部 合においては、当該変更等を 分の床面積の合計に 0.5 を乗 する部分の床面積の合計に0. じて得た面積(ただし、建築 5 を乗じて得た面積(ただし 物の計画の変更で床面積の増 建築物の計画の変更で床面 加する部分にあっては、当該 積の増加する部分にあっては 増加する部分の床面積))を 当該増加する部分の床面積 合計した面積に応じ第 134 号 _)) を合計した面積に応じ第 に規定する額と構造適合審査 _ 134 号アからサまでに掲げる を必要とする一の建築物の床 額と次に掲げる額のうち当該 面積(当該一の建築物のうち 建築物に係るものを合計した 、申請時に建築基準法第6条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の規定による適合判定通知書 又はその写しの提出があるも のにあっては、当該提出に係 る一の建築物の部分の床面積

掲げる額を合計した額

(ア) 構造適合審査を必要とす 床面積の合計が1,000平方 るとき。 メートル以下の場合

を除いた床面積)に応じ次に

構造適合審査を必要とする 1棟につき 156,000円 一の建築物の床面積(当該 一の建築物のうち、申請時 に建築基準法第6条の3第

7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあっては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第125号の3アからオまでに掲げる額

(イ) <u>省エネ適合審査を必要と</u>同 1,000平方 するとき。 メートルを超え、2,000平方

省エネ適合審査を必要とす同 209,000円 309 円 309 円 300 円 3 建築物 (申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。) 1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第139号の23アからエまでに掲げる額

(ウ) 同

2,000 平 方

メートルを超え、 10,000 平

方メートル以下の場合

同

(工) 同

10,000 平

方メートルを超え、 50,000

平方メートル以下の場合

同

318,000 円

(才) 同

50,000 平

方メートルを超える場合 (ウ省略) 同

587,000 円

ア 構造適合審査<u>又は省エネ適</u> 合審査を必要としない建築物 の場合

物又は建築設備に応じ次に掲げ

る額を合計した額とする。

当該申出に係る建築物の床 建築物の床面積 面積 (変更等及び用途の変 更に係る場合においては、 当該変更等及び用途の変更

構造適合審査又は省エネ適 構造適合審査を必要とする 合審査を必要とする建築物の建築物の場合 場合は、当該申出に係る建築 物の床面積(変更等に係る場 合においては、当該変更等を する部分の床面積の合計に0. <u>5 を乗じて得た面積(ただし</u> 、建築物の計画の変更で床面 積の増加する部分にあっては 、当該増加する部分の床面積)) を合計した面積に応じ第 _ 134 号アからサまでに掲げる_ <u>額と次に掲げる額のうち当該</u> 建築物に係るものを合計した 額

建築物の床面積(変更等に 係る場合においては、当該 変更等をする部分の床面積

の合計に 0.5 を乗じて得た 面積(ただし、建築物の計 画の変更で床面積の増加す る部分にあっては、当該増 加する部分の床面積))を 合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合 審査を必要とする一の建築 物の床面積(当該一の建築 物のうち、申請時に建築基 準法第6条の3第7項又は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適合判定通知書又はその写 しの提出があるものにあっ ては、当該提出に係る一の 建築物の部分の床面積を除 いた床面積)に応じ前号イ に掲げる額を合計した額

(ア) 構造適合審査を必要とす るとき。

構造適合審査を必要とする
- の建築物の床面積(当該
- の建築物のうち、申請時
に建築基準法第6条の3第
7項又は第18条第10項の規
定による適合判定通知書又

はその写しの提出があるものにあっては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第 125 号の 3 アからオまでに掲げる額

(イ) <u>省エネ適合審査を必要と</u> <u>するとき。</u>

省エネ適合審査を必要とする建築物(申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項又は第13条第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。) 1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第139号の23アからエまでに掲げる額

(ウ、第 139 号の11及び第 139 号の11の2省略)

(139) の 12 長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第 5 条第 1 項 から第 3 項までの規定に基づく 長期優良住宅建築等計画の認定 申請手数料(住宅を新築する場

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床 建築物の床面積(変更等 面積(変更等に係る場合に

おいては、当該変更等をす る部分の床面積の合計に0. 5 を乗じて得た面積 (ただ し、建築物の計画の変更で 床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分 の床面積))を合計した面 積に応じ<u>第 134 号アからサ</u> 第 134 号に規定す までに掲げる額と構造適合 審査を必要とする一の建築 物の床面積(当該一の建築 物のうち、申請時に建築基 準法第6条の3第7項又は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適合判定通知書又はその写 しの提出があるものにあっ ては、当該提出に係る一の 建築物の部分の床面積を除 いた床面積) に応じ 第 125 第 139 <u>号の3アからオまで</u>に掲げ 号の9イ る額を合計した額

(ウ及び第 139 号の12の2省略)

(139) の13 長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第8条第1項 の規定に基づく長期優良住宅建

築等計画の変更認定申請手数料 (既に長期優良住宅新築基準に 適合することにより同法第5条 第1項から第3項まで(同法第 8 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 場 合を含む。)の規定に基づく認 定を受けた計画を変更する場合 (同 法 第 5 条 第 4 項 第 6 号 に 定 める事項を変更する場合及び同 法第9条第1項の規定による場 合を除く。) で、かつ、同法第 8条第2項において準用する同 法第6条第2項の規定による申 出をしない場合に限る。)は、 1件につき建築物の住戸の総数 に応じ次に掲げる額を当該住戸 のうち当該申請を行う日の前日 までの間に当該認定を受けた住 戸の合計数 (次号から第 139 号 の14の2までにおいて「既認定 住戸数」という。)で除して得 た額 (100円未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。次 号から第 139 号の14の2までに おいて同じ。)とする。

(アからウまで省略)

(139) の13の2 長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第8条第 1項の規定に基づく長期優良住 宅建築等計画の変更認定申請手 数料(既に長期優良住宅増改築 基準に適合することにより同法 第5条第1項から第3項まで(同法第8条第2項において準用 する場合を含む。) の規定に基 づく認定を受けた計画を変更す る場合 (同法第5条第4項第6 号に定める事項を変更する場合 及び同法第9条第1項の規定に よる場合を除く。) で、かつ、 同法第8条第2項において準用 する同法第6条第2項の規定に よる申出をしない場合に限る。) は、1件につき建築物の住戸 の総数に応じ次に掲げる額を既 認定住戸数で除して得た額とす る。

(ア及びイ省略)

(139) の14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項

の規定に基づく長期優良住宅建 築等計画の変更認定申請手数料 (既に長期優良住宅新築基準に 適合することにより同法第5条 第1項から第3項まで(同法第 8条第2項において準用する場 合を含む。)の規定に基づく認 定を受けた計画を変更する場合 で、かつ、同項において準用す る同法第6条第2項の規定によ る申出をする場合に限る。) は 、1件につき建築物の住戸の総 数に応じ第 139 号の13 アからウ までに掲げる額と同法第8条第 2項において準用する同法第6 条第2項の規定による申出に係 る建築物又は建築設備に応じ次 に掲げる額を合計した額を既認 定住戸数で除して得た額とする

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床 建築物の床面積 <u>面積</u>(変更等に係る場合に おいては、当該変更等をす る部分の床面積の合計に0.

5 を乗じて得た面積 (ただで)し、建築物の計画の変ける部分に面積の増加する部分の床面積)当該増加する部分を計したらの床面積)がまれる部分の床面積第134号に規定を指する額

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床建築物の床面積(変更等 面積(変更等に係る場合に おいては、当該変更等をす る部分の床面積の合計に0. 5 を乗じて得た面積(ただ し、建築物の計画の変更で 床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分 の床面積)) を合計した面 積に応じ<u>第 134 号アからサ</u> 第 134 号に規定す までに掲げる額と構造適合 審査を必要とする一の建築 物の床面積(当該一の建築 物のうち、申請時に建築基 準法第6条の3第7項又は 第18条第10項の規定による 適合判定通知書又はその写

しの提出があるものにあっては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第139 号の3アからオまでに掲げる額を合計した額

(ウ及び第 139 号の14の2から第 139 号の16まで省略)

(139) の17 都市の低炭素化の促進 に関する法律(平成24年法律第 84号) 第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第2項の規定による 申出をしない場合で、かつ、同 条第1項各号に掲げる基準に適 合していることについて、あら かじめ建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第15条 第1項に規定する登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関、同 法附則第6条の規定による改正 <u>前の</u>エネルギーの使用の合理化 等に関する法律(昭和54年法律 第49号) 第76条第1項に規定す る登録建築物調査機関、住宅の 品質確保の促進等に関する法律

という。)による番鱼を受りたものに限る。)の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅(1 棟の建築物からなる1 戸の住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第 139 号の20、第 139 号の25、第 139 号の23、第 139 号の26、第 139 号の26、第 139 号の26、第 139 号の26、第 139 号の27及び第 139 号の29 において同じず第 139 号の29

同 4,900 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築 物の住戸部分の場合(当該部 分以外の部分については当該 申請をしないものに限る。)

。) の場合

(ア) 同時に申請を行う住戸の 合計数 (以下この号、次号 第 139 号の25及び第 139第 139 号の23及び第 139号の26 おいて「同時申請号の24という。)が1戸

司

4,900 円

((イ)から(ケ)まで省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築 物の場合(当該建築物の全体 について当該申請をする分にで限り、同時に住戸場合にでする場合 にではずる場合できませば、1件にできまりは、1件にできまりはできまります。 がある額のを合計した額

((ア)省略)

(1) 共用部分 (住宅部分(建に 集物のエネルギー消費性能 供する部分 の向上に関する法律第11条 第 1 項に規定する住宅部分 をいう。) のうち住戸部分 以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の21、第 139 号の21、第 139 号の21の25、第 139 号の21の25、第 139 号の26、第 13
 9号の28、第 139号の29及び第 139号の31において同

じ。)

(aからfまで省略)

- お住宅部分 (建築物のう)
 ち(ア)及び(イ)以外の部分をいう。以下この号、次号、第
 139 号の20及び第 139 号の
 21において同じ。)
 (aからfまで省略)

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築 物の場合(当該建築物の全体 について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含いて当該申請をする場合を含む。)は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

- ((ア)及び(イ)省略)

(a からf まで及び(エ) 省略)

(139) の19 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床 建築物の床面積(変更等 面積(変更等に係る場合に

おいては、当該変更等をす る部分の床面積の合計に0. 5 を乗じて得た面積 (ただ し、建築物の計画の変更で 床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分 の床面積))を合計した面 積に応じ<u>第 134 号アからサ</u> 第 134 号に規定す までに掲げる額と構造適合 審査を必要とする一の建築 物の床面積(当該一の建築 物のうち、申請時に建築基 準法第6条の3第7項又は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適合判定通知書又はその写 しの提出があるものにあっ ては、当該提出に係る一の 建築物の部分の床面積を除 いた床面積) に応じ 第 125 第 139 <u>号の3アからオまで</u>に掲げ 号の9イ る額を合計した額

(ウ省略)

(139) の 20 都市の低炭素化の促進 に関する法律第 55条第 1 項の規 定に基づく低炭素建築物新築等

計画(同条第2項において準用 する同法第54条第2項の規定に よる申出をしない場合で、かつ 、同法第55条第2項において準 用する同法第54条第1項各号に 掲げる基準に適合していること について、あらかじめ登録建築登録建築 物エネルギー消費性能判定機関物調査機関等 等による審査を受けたものに限 る。)の変更認定申請手数料—(当該計画の工事の着手予定時期 又は完了予定時期のみを変更す る場合を除く。) は、認定の対 象範囲及び申請に係る住戸の数 又は床面積に応じ次に掲げる額 とする。

(アからウまで省略)

(139) の 21 都市の低炭素化の促進 に関する法律第 55 条第 1 項の規 定に基づく低炭素建築物 新築等 計画(同条第 2 項においの規定に よる同法第 54 条第 2 項にに よる申出をしない場合にに よる申出を表第 2 項において よる同法第 54 条第 1 項各号に掲 する同法第 54 条第 1 項各号に掲

(ア及びイ省略)

((ア)及び(イ)省略)

(ウ) 非住宅部分(既にモデル 建物法以外の評価方法によ

り当該認定を受けた部分で 根本的な変更を伴わないと 当該申請における評価方法 認められるもの がモデル建物法以外のもの に限る。)

(a から f まで省略)

(エ) 非住宅部分(既にモデル 建物法により当該認定を受けた部分で根本的な変更を 当該申請にもも (件わないと認められるもの る評価方法がモデル建物法 のもの

(aからfまで及び(オ)省略)

ア構造適合審査を必要としな

い建築物の場合

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

(ウ省略)

- (139) の 23 <u>省エネ適合判定の判定</u> <u>手数料は、1件につき当該判定</u> に係る建築物の非住宅部分の用 途及び床面積に応じ次に掲げる 額とする。
 - ア 非住宅部分の全部又は一部
 を工場等の用途以外の用途に
 供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法以外の場合
 (ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上
 5,000平方メートル未満のと

<u>き。</u> 530,000 円

(イ) 同

5,000 平方メートル以上

_10,000 平方メートル未満の

(ウ) 同

_10,000 平方メートル以

上 25,000 平方メートル未満

<u>のとき。</u> 770,000円

(工) 同

25,000 平方メートル以

上のとき。

870,000 円

- オ 非住宅部分の全部又は一部
 を工場等の用途以外の用途に
 供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省
 令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のと

<u>き。</u> <u>240,000 円</u>

(イ) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の

(ウ) 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。

370,000 円

(エ) 同

440,000 円

- ウ 非住宅部分の全部を工場等
 の用途に供すると認められる
 場合であって、その評価方法
 が基準省令第1条第1項第1
 号口の基準による評価方法以
 外の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

100,000 円

(1) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の とき。

150,000 円

(ウ) 同

(エ) 同

<u>25,000 平方メートル以</u> 上のとき。

230,000 円

- 工非住宅部分の全部を工場等の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

95,000 円

(1) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の とき。

140,000 円

(<u>ウ)</u> 同

180,000 円

(エ) 同

- (139) の 24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更(当該変更がエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)を向上させる変更である場合を除く。)に関する証明書の交付申請手数料は、1件につき当該証明に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。
 - ア 非住宅部分の全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法以外の場合(ア) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

(イ) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の

325,000 円

(ウ) 同

とき。

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。

385,000 円

(エ) 同

<u>25,000 平方メートル以</u> 上のとき。

435,000 円

- オ 非住宅部分の全部又は一部
 を工場等の用途以外の用途に
 供すると認められる場合であって、その評価方法が基準省
 今第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のと き。

120,000 円

(イ) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の とき。

(ウ) 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。

185,000 円

(エ) 同

<u>25,000 平方メートル以</u> 上のとき。

220,000 円

- ウ 非住宅部分の全部を工場等
 の用途に供すると認められる
 場合であって、その評価方法
 が基準省令第1条第1項第1
 号口の基準による評価方法以
 外の場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のと き。

50,000 円

(イ) 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の とき。

75,000 円

(ウ) 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。

(エ) 同

<u>25,000 平方メートル以</u> 上のとき。

115,000 円

- 工 非住宅部分の全部を工場等
 の用途に供すると認められる
 場合であって、その評価方法
 が基準省令第1条第1項第1
 号口の基準による評価方法の
 場合
 - (ア) 非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のと

47,500 円

(イ) 同

き。

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の とき。

70,000 円

(ウ) 同

90,000 円

(エ) 同

<u>25,000 平方メートル以</u> 上のとき。

110,000 円

(139) の 25 (139) の 23 建築物のエネルギー消

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分

(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分(以下この号において「住宅部分」という。) 以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の26、第 139 号の27及び第 139 号の

| Z9において同じ。) | 又はそのいずれかの場合(当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。) は、1件につき次に掲げる額のうちした額

- ((ア)及び(イ)省略)
- - ((ア)省略)
 - (A)共用部分(住宅部分のうち住戸部分以外の部分をいう。以下この号、次号、第139 号の26、第 139 号の27及び第 139 号の29において同じ。)(a からfまで及び(ウ)省略)

(アからウまで省略)

申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

(ウ省略)

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築 物の住戸部分及び非住宅部分 又はそのいずれかの場合(当該 申請をしないものに限る。) は、1件につき次に掲げるの 合計した額

((ア)省略)

(イ) (ア)以外の住戸部分(当該申請において変更する部分に限る。)

当該住戸部分の住戸の数に 応じ<u>第 139 号の25イ(ア)</u>に掲 第 139 号の23イ(ア) げる額 ((ウ)省略)

(エ) (ウ) 以外の非住宅部分

当該部分の床面積に応じて 第 139 号の25イ(イ) 第 139 号の23イ(イ) 額

- - (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸 部分、共用部分及び非住宅 部分

これらの部分について<u>第13</u> 第13 <u>9 号の25 ウ</u>の規定により算 出した額

(139)の 29
(139)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31素第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第2項において準用する同

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築 物の住戸部分及び非住宅分 又はそのいずれかの場合である。 該建築物の全体にのに掲げるのいない。 申請をしないものに掲げるのは、1件にあります。 のうまに係るもの合計した額

((ア)省略)

(イ) (ア)以外の住戸部分(当該

申請において変更する部分に限る。)

当該住戸部分の住戸の数に 応じ<u>第 139 号の26イ(ア)</u>に掲 第 139 号の24イ(ア) げる額

(ウ) 非住宅部分(既にモデル 建物法以外の評価方法により当該認定を受けた部分と 当該認定を受けた部分と 当該申請におるい方法 認められるもの がモデル建物法以外のもの に限る。)

(a から f まで省略)

(エ)非住宅部分 (既にモデル建物法により当該認定を受けた部分で根本的な変更を当該申請におり
当該申請におりの
る評価方法がモデル建物法(アントリート)(日本的な変更をおります)(日本のより)(日本のより)

(aからfまで省略)

(オ) (ウ) 及 び(エ) 以 外 の 非 住 宅 部 分

当該部分の評価方法及び床面積に応じ第 139 号の 26 イ第 139 号の 24 イ(1) 又は(ウ)に掲げる額

ウ 一戸建ての住宅以外の建築 物の場合(当該建築物の全体 について当該申請をする場合 に限り、同時に住戸部分及び 非住宅部分について当該申請 をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち 当該建築物(当該申請におい て変更しない部分を含む。) に係るものを合計した額

- ((ア)及び(イ)省略)
- (ウ) 非住宅部分(既にモデル 建物法以外の評価方法によ り当該認定を受けた部分で 根本的な変更を伴わないと当該申請における評価方法 <u>認められるもの</u> がモデル建物法以外のもの に限る。)

当該部分の床面積に応じイ (ウ) に掲げる額

(エ) 非住宅部分(既にモデル 建物法により当該認定を受 けた部分で<u>根本的な変更を</u> 当該申請におけ 伴わないと認められるものる評価方法がモデル建物法 <u>____</u>に限る。)

当該部分の床面積に応じイ

(エ) に 掲 げ る 額

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)以外の 住戸部分、共用部分及び非 住宅部分

これらの部分について 第13 9 号の26 ウ の 規 定 に よ り 算 9 号 の 24 ウ 出した額

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

までに掲げる額

イ 構造適合審査を必要とする 建築物の場合

当該申出に係る建築物の床建築物の床面積(変更等 面積(変更等に係る場合に おいては、当該変更等をす る部分の床面積の合計に0. 5 を乗じて得た面積(ただ し、建築物の計画の変更で 床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分 の床面積)) を合計した面 積に応じ<u>第 134 号アからサ</u> 第 134 号に規定す までに掲げる額と構造適合 審査を必要とする一の建築 物の床面積(当該一の建築 物のうち、申請時に建築基 準法第6条の3第7項又は 第18条第10項の規定による 適合判定通知書又はその写 しの提出があるものにあっ ては、当該提出に係る一の 建築物の部分の床面積を除 いた床面積) に応じ<u>第 125</u> 第 139 <u>号の3アからオまで</u>に掲げ 号の9イ る額を合計した額

(ウ省略)

(139)の31 (139)建築物の29費性能の29中能の29自力中能の29自力上に関連基本に対し、 (2000)大き中間大き1中間1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1大き1<

(アからウまで省略)

- (139) の 32 (本文省略)
- (139) の 33 (本文省略)

(第 140 号から第 161 号まで省略)

(162)火薬類取締法(昭和25年法律第 149 号)第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可申請手

数料 1件につき 220,000円

 (163)
 火薬類取締法第5条の規定

 に基づく火薬類の販売営業の許可申請手数料

ア 競技用紙雷管のみの販売営

業の許可の申請をする場合	同	25,000 円
<u>イ</u> その他の販売営業の許可の		
申請をする場合	同	110,000 円
の規定に基づく火薬庫の設置若		
しくは移転又は構造若しくは設		
備の変更の許可申請手数料		
ア火薬庫の設置又は移転の許		
可の申請をする場合	同	73,000 円
<u>イ</u> 火薬庫の構造又は設備の変		
更の許可の申請をする場合	同	8,300 円
の規定に基づく火薬類の製造施		
設又は火薬庫の完成検査申請手		
数料	<u>同</u>	41,000 円
の規定に基づく火薬類の製造施		
設又は火薬庫の変更工事の完成		
検査申請手数料		
ア 火薬類の製造施設の位置、		
構造又は設備の変更の工事の		
完成検査の申請をする場合	同	41,000 円
<u>イ</u> 火薬庫の構造又は設備の変		
更の工事の完成検査の申請を		
する場合	<u>同</u>	23,000 円

の規定に基づく火薬類の譲渡し		
又は譲受けの許可申請手数料		
ア 火薬類の譲渡しの許可の申		
請をする場合	<u>同</u>	1,200 円
<u>イ</u> 火薬類の譲受けの許可の申		
請をする場合		
(ア) 火工品(火薬類取締法第		
2条第1項第3号に規定す		
る火工品をいう。以下この		
号において同じ。) のみの		
譲受けの許可の申請をする		
場合	司	2,400 円
(4) その他の譲受けの許可の		
申請をする場合		
<u>a</u> 許可申請に係る火薬類		
_(火工品を除く。) の数		
量が25キログラム以下の		
場合	同	3,500 円
<u>b</u> その他の場合	同	6,900 円
の規定に基づく火薬類の輸入の		
許可申請手数料		
ア 許可申請に係る火薬及び爆		
薬の数量が25キログラム以下		

の場合	同	12,000 円
<u>イ</u> その他の場合	<u>同</u>	25,000 円
(169) 火薬類取締法第25条第1項		
の規定に基づく煙火の消費の許		
可申請手数料	同	7,900 円
(170) 火薬類取締法第35条第1項		
の規定に基づく特定施設又は火		
薬庫の保安検査申請手数料	同	41,000 円
<u>(171)</u> その他諸証明手数料	<u>同</u> 1 件につき	300 円
(172) (163) (本文省略)		